

緊急告知!

3月決算の中小企業の 経営者様へご案内

以下の項目があてはまる経営者様は是非ご検討下さい。

- 今年度は黒字の見込みである
- 節税に興味がある
- オフィス家具のリニューアルを検討している
- 予算まで経費を使いきたい

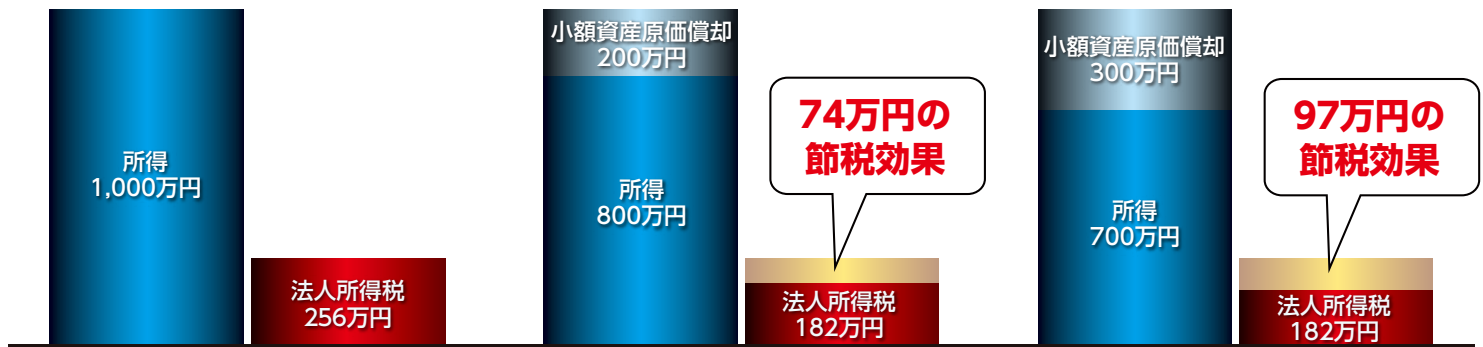
オフィス環境を リニューアールしつつ 節税ができます!!



青色申告をしている中小企業及び個人事業主の方は、少額減価償却資産の特例として一つ当たり30万円未満の備品代等は一括で経費計上をする事ができます。(※ただし年間300万円まで)これにより決算時にかかる税金を抑える事ができますので備品購入を検討しているのであれば、オフィス家具を新調し、オフィス環境をリニューアールする事で実質、抑えられた税金分を安く購入する事と同じになります。新しい期に向けて、デスクやチェアといったオフィス家具をリニューアールされてはいかがでしょうか。

中小企業(資本金1,000万円の場合)の法人所得税

小額減価償却資産の特例を利用した中小企業(資本金1,000万円)の場合 ※概算



株式会社 オフィスアルファ

Office Alfa

少額減価償却資産の特例

通常なら備品毎の耐用年数で分割して減価償却をしなければいけません、取得価格が30万円未満であれば固定資産を一括で経費として処理できるという制度です。但し、特例を使って全額を経費処理した場合には対象となる償却資産は固定資産台帳に記載する必要があり、固定資産税の課税対象となります。※償却資産の合計額が150万円未満の場合には固定資産税は課税されません。

例① パソコン1台 25万円

少額減価償却資産の特例 対象○



例② オフィス家具一式 28万円

少額減価償却資産の特例 対象○



例③ 高級応接セット 40万円

少額減価償却資産の特例 対象外×

対象の資産はそれぞれで30万円未満であれば対象となります。年間合計300万円まで少額減価償却資産の特例対象となります。

年度末キャンペーン

1.レイアウト3Dデザイン制作無料

2.オフィス家具キャンペーン特別特価

国内外各メーカーのオフィス家具を、通常ご提案価格からさらにキャンペーン特別価格でご提供いたします。

※ご成約後2020年3月31日までに納品いただける商品に限ります。



ご注意ください!

この制度には下記の条件が必要となります。

- ① 資本金が1億円以下かつ従業員が1000人以下である
- ② 青色申告している
- ③ 確定申告書に内訳明細書を添付している



その他、税務に関するご相談も、提携エキスパートの「No.1 税理士法人」で無料相談実施中!

 株式会社 オフィスアルファ
Office Alfa

TEL.03-5659-1250 FAX.03-5659-1251

受付時間 9:00~18:00 定休日:土日祝祭日
本社 〒134-0084 東京都江戸川区東葛西6-46-9
新橋オフィス 〒105-0004 東京都港区新橋2-13-8 新橋東和ビル4階

●記載内容は2020年2月現在のものです。●この文書はいかなる部分も、いかなる方法によっても複製、または電子媒体に複写することを禁じます。●この文書に記載されている仕様は、予告なしに変更する場合があります。●この文書に含まれている情報の正確性及び信頼性には万全を期しておりますが、株式会社オフィスアルファは、いかなる利用についても一切の責任を負わないものとします。●この文書に記載の社名およびサービス名は、株式会社オフィスアルファならびに各社の商標または登録商標です。